

第 1 1 防 災 航 空 隊

主な内容

- 愛知県防災航空隊の活動
- 防災ヘリコプター「わかしゃち」の概要
- 防災航空業務の実施概要

第 1 1 防災航空業務

1 愛知県防災航空隊の活動

近年の社会経済の進展に伴い災害の態様が複雑・多様化し、また大規模化する中、本県では平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として、平成 8 年 4 月 1 日に「愛知県防災航空隊」を組織し、同年 10 月 1 日から防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を開始した。

これにより、災害対策基本法及び消防組織法に基づく災害応急対策活動や、火災防衛活動、救助活動、救急活動等への緊急運航を行うこととし、航空機の特性を活用した迅速かつ的確な緊急運航活動を実施することで、被害の軽減を図っている。

また、市町村等が実施する消防・防災訓練にも積極的に参加・協力することにより、市町村等との連携を図りながら災害対策活動の効果的な推進を図っている。さらに四県一市航空消防防災相互応援協定を締結し隣接県との応援体制を整えるほか、緊急消防援助隊として大規模災害時等における広域活動への支援を行っている。

2 防災ヘリコプター「わかしゃち」の概要

(1) 業務の開始等

ア 防災航空隊発足	平成 8 年 4 月 1 日
イ 機体納入日	平成 8 年 8 月 2 日
ウ 運航開始	平成 8 年 10 月 1 日
エ ヘリコプターテレビ電送システム運用開始	平成 10 年 4 月 1 日
オ 動態管理システム導入	平成 21 年 2 月 23 日
カ 赤外線カメラ導入	平成 21 年 12 月 24 日

(2) 性能

ア 型式	ベル式 412EP 型
イ エンジン	双発タービンエンジン 1,800 馬力
ウ 定員	15 名
エ 巡航速度	243 km/h
オ 有効搭載量	2,318 k g
カ 燃料タンク	1,251 ㍓ (1 時間当たりおおよそ 470 ㍓を消費)

(3) 主な装備

ホイスト装置 (ケーブル長 76m、吊り上げ能力 272 k g)、サバイバースリング、パーティカルストレッチャー、ストレッチャー装置、生体監視装置、バンビバケット (910 ㍓)、ドロップタンク (1,225 ㍓)、空輸用水そう (500 ㍓)、カーゴフック、モッコ (航空輸送)、ジャイロ式ビデオカメラ、サーチライト装置、機外拡声装置、赤外線暗視カメラ、イリジウム衛星電話、心臓マッサージシステム

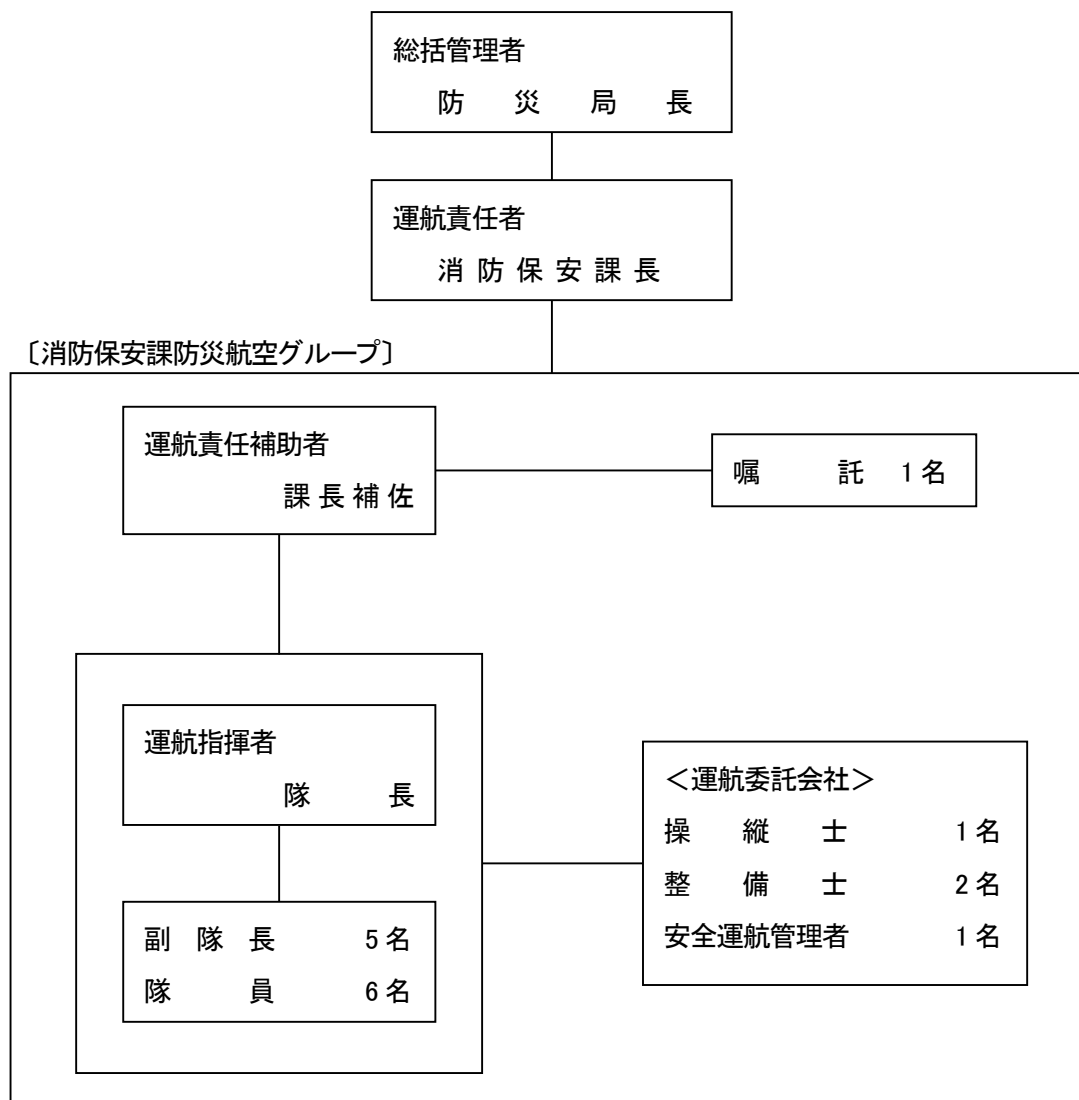
3 防災航空業務の実施概要

(1) 運営体制

ア 運航時間

愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱により 365 日・24 時間体制で活動実施

イ 組織 (平成 23 年 4 月 1 日現在)



ウ 航空隊員の勤務体制等

- 航空隊員は県内市町村等消防職員の派遣により組織 (身分は県職員併任)
- 平成 19 年 4 月 1 日より、隊員の任期を 2 年から 3 年に延長
(平成 23 年度派遣元消防局、消防本部)
名古屋市消防局、一宮市消防本部、瀬戸市消防本部、西尾市消防本部、蒲郡市消防本部、
小牧市消防本部、新城市消防本部、愛西市消防本部、長久手町消防本部、幸田町消防本部、
知多中部広域事務組合消防本部、衣浦東部広域連合消防局
- 365 日、24 時間体制で勤務 (航空隊員は、昼間は原則 5～6 人、夜間は原則 3～4 人勤務)

エ 機体の運航整備

- 機体の運航整備 民間航空会社委託
- 委託職員 (常駐) 操縦士 1 名 (夜間 2 名)、整備士 2 名、安全運航管理者 1 名

(2) 緊急運航基準

公共性・緊急性・非代替性の3要件を基本要件とし次の活動において出動

- ・ 災害応急対策活動
- ・ 火災防御活動
- ・ 捜索・救助活動
- ・ 救急活動
- ・ 臓器搬送
- ・ 広域航空消防応援活動

(3) 出動状況

ア 出動実績

区 分	緊 急 運 航 (件 数)						計
	災害 応急	火災 防御	救助	救急	広域 応援	臓器 搬送	
平成 17 年度	0	11	15	25	3	0	54
平成 18 年度	2	8	39	35	0	0	84
平成 19 年度	12	19	63	26	3	0	123
平成 20 年度	12	7	37	17	7	0	80
平成 21 年度	4	10	36	23	5	0	78
平成 22 年度	3	12	26	21	※18	2	82

※東日本大震災に伴う緊急消防援助隊での出動件数は、
広域応援件数 18 件のうち 14 件(平成 23 年 3 月 11 日～3 月 24 日を計上)

イ 平成 22 年度の状況

平成 22 年度は 3 月 11 日に東日本大震災が発生し緊急消防援助隊として東北地方へ派遣されたことを含めて緊急総件数 82 件で、前年度より 4 件、5%の増加となっている。

災害応急対策活動では 10 月、平成 23 年 2 月に東名高速道路上での多重交通事故における情報収集活動、火災防御活動では 5 月の幡豆郡吉良町地内(現在の西尾市)の林野火災、平成 23 年 2 月の犬山市地内の林野火災における散水活動が特記される。救助活動では前年度より 10 件減少しているものの、山岳での救助事案は増加傾向にある。救急活動はほぼ前年度並みの件数となっている。臓器搬送件数については臓器移植法の改正により今後も増加していくものと予測される。広域航空消防応援活動では四県一市航空消防防災相互応援協定に基づくもの 4 件、総務省消防庁の要請による緊急消防援助隊活動 14 件であり、前年度比 3.6 倍となっている。

本県における防災ヘリコプターの活動の有効性や 24 時間対応は広く浸透し、周知普及されつつあり、今後もその機動力を活かした活動や、ドクターヘリコプターとの連携活動等が期待されており、より高度な運航要請が見込まれる。

(4) 他県等との応援協定等

ア 緊急消防援助隊

国内において大規模災害又は特殊災害が発生し都道府県内の消防力をもってしてもこれに対処できない災害の発生に対して消防庁長官の要請又は指示に基づき被災地の消防の応援等を行う。

その一例として震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して下記の区分に該当する地震災害が発生した場合に被災地へ迅速に出動を行う。

区分Ⅰ：最大震度7（東京都特別区は6強以上） 区分Ⅱ：最大震度6強（東京都特別区は6弱以上）

区分Ⅲ：最大震度6弱（政令市等は5強）

：津波警報（大津波）

なお、愛知県防災航空隊は主に情報収集航空部隊として活動を行う。

イ 整備時の応援出動体制

定期点検のため、年間で約50日間程度は飛行できない期間があるため、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市との間で四県一市航空消防防災相互応援協定を締結している。

ウ 災害映像情報の提供

平成17年5月に報道機関と「災害映像情報の提供及び利用に関する協定」を締結し、ヘリコプターテレビ電送システムの災害映像情報をマスコミに提供することにより、報道を通じた災害時の迅速な避難等への利用を図ることとしている。

(5) 防災ヘリコプターの円滑な運航調整

県内全市町村で構成される愛知県防災ヘリコプター運営協議会（会長 消防保安課長）において防災ヘリコプターの円滑な運航について調整を図っており、ここ数年では、救助・救急に係る緊急運航件数の増大に対応するための対策等について連絡・調整を図っている。

(6) 航空燃料備蓄基地

林野火災や地震等の大規模災害時等における防災ヘリコプターの緊急運航活動に対処するため、県内の7箇所（新城市消防防災センター、豊田市消防本部、豊田市消防本部足助消防署、田原市役所、西尾市消防本部吉良分署、愛西市八開水防センター、愛知県防災航空隊）に合計4,600（ドラム缶23本）リットルの航空機燃料（JET A-1）を備蓄し、円滑な給油を行うことで迅速な活動体制を確保している。

(7) 飛行場外離着陸場

防災ヘリコプターの緊急運航活動に対処するため、飛行場外離着陸場をあらかじめ県内各所に確保し、迅速な活動体制を確保している。

区 分	平成23年4月1日現在	備 考
一般離着陸場 このうち夜間対応離着陸場(内数)	67箇所 (23箇所)	多目的の使用が可能な離着陸場 (夜間の離着陸が可能な離着陸場)
防災対応離着陸場	18箇所	災害時の使用が可能な離着陸場
合 計	85箇所	